

令和 8 年 6 月 日

新潟県知事 殿

名 称 佐渡市
住 所 新潟県佐渡市千種 232 番地
代表者の氏名 佐渡市長 渡辺 竜五

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

佐渡市
新潟県佐渡市千種 232 番地
渡辺 竜五

2. 登録番号

新潟県交第 8 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
佐渡市内	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
佐渡市役所	新潟県佐渡市千種 232 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有			()			
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	持込		※	14 (6)	※ ()		※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	合計			14 (6)			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

来訪者（観光客、帰省者等）、地域住民

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

（必要に応じ関係資料を添付のこと）

事前確定運賃

①初乗り (1.08km) 650 円 + 加算運賃 (243m) 100 円 × 1.13

②身体及び知的障がい者割引 1 割引

③迎車回送料金 1 車 1 回ごとに 100 円

④決裁手数料 100 円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所
新潟交通佐渡株式会社 代表取締役社長 村山優樹 (佐渡市河原田諏訪町 80 番地)

10. 添付書類

- ~~(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿 (変更がないため省略)~~
- ~~(2) 路線図 (変更がないため省略)~~
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類 (申請時に宣誓書を添付)
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類 (本書面協議で承認後発行)
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 (申請時に契約書等を添付)
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類 (申請時に免許証写等を添付)
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 登録証
- ~~(12) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類 (不要)~~
- ~~(13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類 (不要)~~

※上記の添付書類のうち(5)(6)は、個人情報を含む資料のため、今回の協議では添付しない。

運送の主体（申請者名）	佐渡市
-------------	-----

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 新潟交通佐渡株 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	富井 拓郎	佐渡市河原田諏訪町 80 番地	運行管理者		○
2					

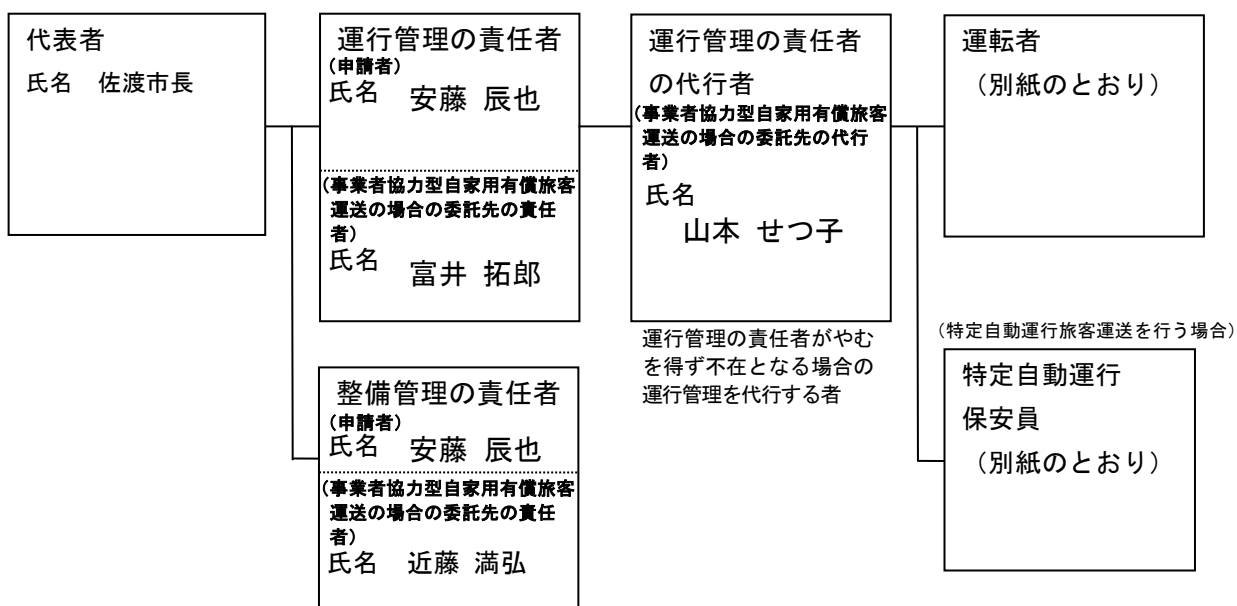
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	協力
1	近藤 満弘	佐渡市河原田諏訪町 80 番地	○
2			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

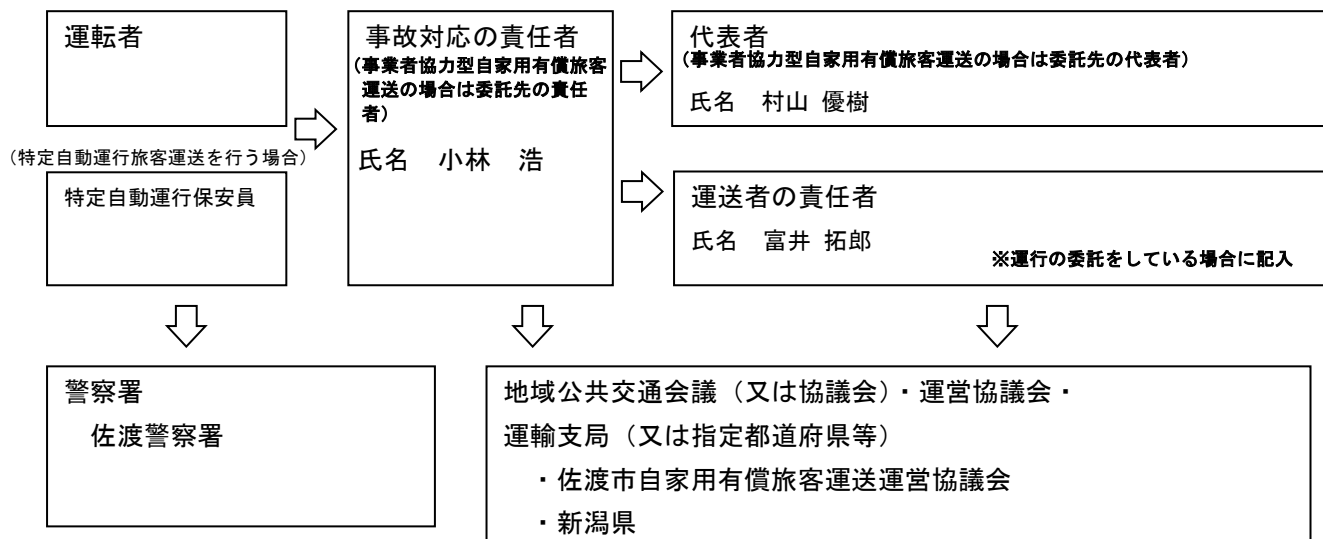
（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



(エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



自動車保険 保険証券

ご契約日 令和 8年 4月21日

保険種類

自動車保険 BAP

保険期間

令和 8年 4月25日 午前 0時から
令和 9年 4月25日 午後 4時まで 1年間

契約者区分

ノンフリート

〒952-1209
新潟県佐渡市千種232

佐渡市長 渡辺 竜五 様

75 05271103005011-000089#
R006499175 7831-E2826-000(7831)
202605271 000089 01/01

ご契約の自動車

車名・仕様

登録番号
(車両番号)

車台番号

型式

用途車種

初度登録

総額保険料

142,500円

各回払込保険料

円

払込方法

払込期日

保険料一括払特約・その他即時払／令和 8年 5月末日
※現金でお支払い済です。

対人賠償

対物賠償

人身傷害

無保険車傷害
自損事故傷害

契約金額 [保険金額 / 自己負担]

その他の主な特約・保険金額

記名被保険者

車面所有者

限定運転者

運転者年齢条件など
(ドライバー保険年齢区分)

対人賠償

対物賠償

人身傷害

無保険車傷害
自損事故傷害

契約金額 [保険金額 / 自己負担]

その他の主な特約・保険金額

記名被保険者

車面所有者

限定運転者

運転者年齢条件など
(ドライバー保険年齢区分)

証券番号 R006499175

明細番号

代理店
/ 仲立人 奥田保険 (清田)
☎ 0259-27-4191

事故時
連絡先 事故サポートセンター
※夜間・休日下記番号にご連絡ください。
0120-256-110 (24時間365日受付)
【お問い合わせ】 カスタマーセンター ※
0120-888-089 (平日9-18時・土日祝日9-17時)
※12月31日~1月3日は休業

営業所名

社員名

等級

適用料率
割引など 優良割引0%

特約一覧

備考欄

対物全損時修理差額費用特約
移動支援サービス事業用自動車保険特約 (優先払型) (車両あり)

証券作成地: 東京都 添〇明細 送付 拒代 写 88頁 (75)

損害保険ジャパン株式会社

移動支援サービス事業用自動車保険特約に関する証券裏書

保険契約者

佐渡市長 渡辺 竜五

損害保険ジャパン株式会社

証券番号	R006499175		
保険始期日	令和	8 年	4 月 25 日
社内使用欄	(計上月)	5 月	(部担コード) 78 - 31

移動支援サービス事業用自動車保険特約（優先払型）に関して次のとおり約定します。

1. 補償内容および保険料

補償内容および保険料は以下の通りとします。

◆補償内容

基本補償/特約	保険金額	自己負担額
対人賠償保険	無制限	なし
対物賠償保険※1	無制限	なし
人身傷害特約※2	3,000万円	—
車両保険	50万円	なし

(※1) 対物全損時修理差額費用特約が必ずセットされます。

(※2) 入院定額給付金の額は被保険者1名につき、10万円とします。

◆保険料

提供時間	1台あたり 保険料	提供時間	1台あたり 保険料
1時間以内	190円	12時間超13時間以内	円
1時間超2時間以内	円	13時間超14時間以内	円
2時間超3時間以内	円	14時間超15時間以内	円
3時間超4時間以内	円	15時間超16時間以内	円
4時間超5時間以内	円	16時間超17時間以内	円
5時間超6時間以内	円	17時間超18時間以内	円
6時間超7時間以内	円	18時間超19時間以内	円
7時間超8時間以内	円	19時間超20時間以内	円
8時間超9時間以内	円	20時間超21時間以内	円
9時間超10時間以内	円	21時間超22時間以内	円
10時間超11時間以内	円	22時間超23時間以内	円
11時間超12時間以内	円	23時間超24時間以内	円

2. 通知日

特約＜用語の定義＞の通知日は次の通りとします。

◆通知日：毎月

末

日

3. 移動支援サービス提供時間のカウント開始・終了時間

◆開始時間～終了時間：

0時から24時

【その他備考欄】

<告知義務について>

ご契約時に取扱代理店または損保ジャパンに重要な事項をお申し出いただく義務（告知義務）があります。次の告知事項が事実と違っている場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがございますので十分にご確認ください。

告知事項
記名被保険者に関する事項（氏名）
過去1年間における保険会社からの解除の有無
他の現存契約の有無
前契約の引受保険会社名、証券番号
登録ドライバーおよび契約自動車を管理する帳簿の有無
登録ドライバーおよび契約自動車を管理する輸送記録の有無
移動支援サービスの利用規約の有無

2026年4月以降始期用 Ver. 5.00 U1・U2

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

- 1 登録番号
新潟県交第8号
- 2 登録の有効期間
令和8年7月24日まで
- 3 名称、住所、代表者の氏名
佐渡市
新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市長 渡辺 竜五
- 4 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
- 5 路線又は運送の区域
佐渡市内
- 6 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあっては、協力事業者の氏名又は名称及び住所
新潟交通佐渡株式会社 代表取締役社長 村山 優樹
(佐渡市河原田諏訪町80番地)
おけさ観光タクシー株式会社 代表取締役社長 佐藤 和彦
(佐渡市千種79番地3)
- 7 登録に付す条件
なし

令和6年7月24日

新潟県知事 花角 英世

